

規則

◆鳥取縣規則第  
一號

鳥取縣立鳥取公民館規程を、次のように定め昭和二十二年四月一日よりこれを施行する。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

第一條 本公民館（以下單に本館と稱す）は縣民一般の文化向上を圖り新文化國家の建設に資し地方公民館の指導に當る目的とする。

第二條 本館は鳥取縣立鳥取公民館といひ鳥取市西町八

十六番地鳥取縣立圖書館内に設置する。

第三條 本館は第一條の目的を達成するため左の事業部門を置く。

圖書部　科學部　集會部　宿泊部

主　事

技　師

館　長

監督する。

第六條 館長は知事の命をうけ館務を掌理し職員を指揮

館長事故あるときは上席の職員その職務を代理する。

第七條 主事は館長の命をうけ庶務會計に從事する。

本書ノ大キサハ國定規格△判

昭和二十二年五月二十二日　金曜日  
第千八百十一號

第四條 前條の事業を達成するため次の施設をする。

圖書施設

科學施設

集會施設

宿泊施設

其他必要な施設

第五條 本館に次の職員を置き知事これを任免又は委嘱解任する。

主　事

技　師

館　長

監督する。

第八條 技師は館長の命をうけ技術に從事する。

第九條 本館の處務に關する規程は知事が別に之を定める。

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

## 告 示

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 記

### ◆鳥取縣告示第二百七號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

昭和二十一年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 青果物小賣業許可者

番號 氏名 住 所 取扱品の種類

四五八 井上せん 倉吉町明治町 果實

四五九 池田勝美 鳥取市鹿野町六〇ノ一 野菜果實

四六〇 山田一郎 同元魚町二丁目 同

四六一 村上哲枝 倉吉町鍛冶町一丁目 果實

四六二 田中義一 鳥取市若桜町一丁目 野菜果實

### ◆鳥取縣告示第二百八號

昭和二十一年五月二十三日  
健康保険法、國民健康保険法並びに船員保險法に基く保險醫として左のものを指定する。

外 斗 氣高郡鹿野町大字鹿野一六九五 久野 禮一 昭和廿二年五月十九日

同 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所所在地 保險醫氏名 指定年月日

### ◆鳥取縣告示第二百九號

昭和二十一年五月二十三日  
健康保険法、國民健康保険法並びに船員保險法に基く保險醫として左のものを指定する。

外 斗 氣高郡鹿野町大字鹿野一六九五 久野 禮一 昭和廿二年五月十九日

同 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所所在地 保險醫氏名 指定年月日

01050

### ◆鳥取縣告示第二百十號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項に依り乳用牛、外國種牛及雜種種牡牛の結核病検査を左の通り施行する。所有者又は管理者は所定の検査所に該當牛を牽付け検査を受けなければならない。

昭和二十一年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 記

検査月日 検査場所 牽付區域

六月 五日 鳥取市田島

同 八日 行徳

同 十二日 同 古市

同 十四日 同 吉方

同 十六日 同 富安

同 十九日 同 立川

同 廿一日 同 美保

氣高郡湖山村

湖山村一圓

### ◆鳥取縣告示第二百十一號

昭和二十一年五月二十三日左記の者に對し動力紹摺業免許證を下附した。

昭和二十一年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許證番號 住 所 氏名

一六六六 西伯郡東長田村字東上三四番地 森吉 龍吉

一六六七 同 上長田村字下中谷七一番地 奏野高次郎

一六六八 同 能竹一五二番地 片岡 重義

一六六九 同 手間村字三崎一〇五番地 持田 英成

一六七〇 同 寺内二三番地 吉次 賢吉

一六七一 同 庄内村字大塚二五〇番地 中原 進

一六七二 岩美郡本庄村字恩志一八六番地 田中 鶴藏

01051

一六七三 日野郡二部村字三部 六番屋敷 谷口 林藏  
 ◇鳥取縣告示第二百二十二號  
 健康保険法、國民健康保険法並びに船員保険法に基く保險  
 醫に左の通り異動があつた。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 診療所所在地 保険醫師氏名 異動事由 異動年月日  
 西伯郡境町朝日町 作野三千代 死 亡 昭和廿三年五月三日

◇鳥取縣告示第二百二十三號

鳥取縣立鳥取公民館規程第九條に依り鳥取縣立鳥取公民館  
 處務規則及同公民館科學研究館規則を次のように定める。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立鳥取公民館處務規則

第一條 公民館の處務に關しては別に定めるものの外本  
 規則に據る。

第二條 館長は左の事項を専行することが出来る。

第三條 前條の目的を達成するため左の研究機關を施設

する基礎科學室、產業科學室、生活科學室

第四條 科學研究館の圓滑な運營を期するため官公吏、

學識經驗者を以て科學研究館運營委員會を設ける。

一、官公吏

二、學識經驗者

運營委員會の規則は別に之を定める。

第五條 科學研究館の職員は鳥取縣立鳥取公民館規則に

據る。

第六條 科學研究館の處務に關する規則は鳥取縣立鳥取

公民館處務規則に據る。

## 選舉告示

◇選舉管理委員會告示第八十九號

昭和二十二年內務省令第一號第十條の規定に基く選舉運動  
 の費用及び選舉運動に關する收入の清算の届出があつた。  
 その要旨は次の通りである。

昭和二十二年五月二十三日

昭和二十二年五月二十三日 (第三種郵便物認可) 五

一、處務細則の設定改廢  
 二、職員の管内出張

三、職員の喪除服出仕及び賜暇  
 四、職員の事務分掌並に研究課目の認定

五、雇員、傭員の進退賞罰

六、五日以内の臨時休館

七、別に定める額の範圍における器具、機械、藥品等  
 の新規購入、寄贈、委託、參考品等の收受

第三條 館長は毎年半期毎に事業計畫を樹て知事の認可  
 を受けその事業成果を知事に報告するものとする。

鳥取縣立鳥取公民館科學研究館規則

第一條 鳥取縣立鳥取公民館規程第四條に據り公民館科  
 學施設として科學研究館を設置し鳥取縣立鳥取公民館  
 科學研究館と稱する。

第二條 科學研究館は自然科學を基調とする實驗、實習、  
 研究、設備を施設し科學研究機關として生産、生活の  
 兩面より科學の刷新を圖り指導綜合、研究機關として  
 一般に解放するものとする。

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸  
 政黨協會その他の團體の費用  
 選舉期日經過後の分(精算の分)

鳥取縣選舉區

政黨協會その他團體名	責任者の氏名	期間	收入金額		支出金額
			支外金額	支外金額	
日本自由黨	稻田直道	三月廿一日	一〇〇、五	三、五	
鳥取縣支部	稻田直道	四月三十日	〇〇圓〇〇	二一圓九〇	
鳥取縣同黨	河村憲太郎	三月卅一日	五		
日本共產黨	河村憲太郎	五月一日	九三、八〇	九三、八〇	
鳥取地方委員會	福島正士	三月三十日	三三、〇〇	一五三、二〇	
日本社會黨	福島正士	四月五日	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	
鳥取縣農民聯合會	庄司彦男	二月五日	一〇〇、〇〇	六、三	
鳥取縣社會黨	庄司彦男	五月十二日	一〇〇、〇〇	六、七	
總策委員會	竹本節	三月五日	三、五	一	
鳥取縣農民聯合會	庄司彦男	五月二日	六三、五〇	六三、五〇	
鳥取縣社會黨	庄司彦男	五月六日	六三、五〇	六三、五〇	

任何人もこの選舉管理委員會に對してこの告示の詳細な届  
 出書の閲覽を請求することができる。

◇選舉管理委員會告示號外

の費用及び選舉運動に關する收入の届出があつた。その要旨は次の通りである。

昭和二十二年五月二十三日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

十號、同四十一號、同四十二號は夫々同日付公報より削除し全文その儘同番號で五月二日付縣公報に登載公布されたものとする。

一、選舉運動の費用  
政黨、協會その他團體の費用

清算の分

鳥取縣會議員選舉

政黨、協會その他の團體の費用

岩美郡選舉區	八頭郡選舉區	氣高郡選舉區
收入金額	支出金額	支出金額
○○	○○	○○
ナシ	ナシ	ナシ
八頭郡教員組合 谷本正男 一二、四七〇圆	八頭郡選舉區 岩美郡青年聯盟 田中幸吉 一二、四六九	鳥取縣農業會氣高 郡支部從業員組合 浦富光春

正

誤

昭和二十二年五月六日付縣公報に登載した鳥取縣令第四

昭和二十二年五月二十三日印刷  
昭和二十二年五月二十三日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可) 発行處  
鳥取縣鳥取市東町 取扱  
印 刷 新 鳥 取 總 办 公 室